

ジャパン・アブネア・ソサエティ会則・細則(1)

役員選挙および投票細則

本細則と会則と合わせ、役員選挙を運営するものとする。

(選挙権)

第1条

役員を選出する為の総会の議決権は、総会当日までに、正会員、家族会員、賛助会員のいずれかになっていなければ得られない。

(被選挙権)

第2条

立候補する為の被選挙権は、立候補日までに、正会員もしくは、家族会員になっていなければ得られない。

(立候補者の届出)

第3条

立候補者は、事前にJASより公表された受付期間中に、JAS役員会に立候補の届け出を行わなければならない。

(立候補受付締切時の候補者不足)

第4条

立候補受付締切時、継続して選任されている役員数と立候補者数の合計が、会則に定められた役員の定数(会長1人、副会長1人以上2人以内、理事3人以上10人以内)に満たない場合、立候補締切を7日間延長する。

2 立候補締切を延期しても定数に満たない場合、その時点での立候補者を対象として総会にて選挙を行なう。

(選挙終了時の会長の欠員)

第5条

選挙(通常総会)終了時、会長が定数に満たない場合、下記の順序によって、会長を選定する。

副会長がいる場合、副会長の中から、役員会の決議により決定する。

副会長がいない場合、理事の中から、役員会の決議により決定する。

選挙(通常総会)終了時から10日間以内に会長が決定しない、もしくは役員会で否決された場合、選挙(通常総会)終了時から30日間以内に欠員選挙(臨時総会)を行なう。

(選挙終了時の副会長の欠員)

第6条

選挙(通常総会)終了時、継続されて選任されている副会長数と信任された副会長数の合計が、

定数に満たない場合、下記の順序によって、副会長を選定する。(会長欠員による繰上げ選任によって定数に満たなくなった場合も含む)

理事がいる場合、理事の中から、役員会の決議により決定する。

理事がない、選挙(通常総会)終了時から10日間以内に副会長が決定しない、もしくは役員会で否決された場合、選挙(通常総会)終了時から30日間以内に欠員選挙(臨時総会)を行なう。

(選挙終了時の理事の欠員)

第7条

選挙(通常総会)終了時、継続されて選任されている理事数と信任された理事数の合計が、定数に満たない場合、選挙(通常総会)終了時から30日間以内に欠員選挙(臨時総会)を行なう。(副会長欠員による繰上げ選任によって定数に満たなくなった場合も含む)

(欠員時の運営)

第8条

選挙(通常総会)終了後、定数に満たずに欠員選挙(臨時総会)を行なうまでの期間、もしくは欠員選挙後も定数に満たなかった場合、暫定的に既に選任されている役員で役員会の運営を行なう。

附則

施行 2009年11月17日